③　特定商品及び施設利用権の時価等

（単位：円）

特定商品及び施設利用権		流動・固定の別	貸借対照表計上額	時　価	差　額
種　　類	細　目				
（令第１条第　項第　号）		流動資産			
		固定資産			
（令第１条第　項第　号）		流動資産			
		固定資産			

④　時価の算定方法

特定商品及び施設利用権		時　価　の　算　定　方　法
種　　類	細　目	
（令第１条第　項第　号）		
（令第１条第　項第　号）		

（記載上の注意）

第１　一般的事項

特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第１条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるよう記載することとし、内書（括弧書）として施行令第１条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第１条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

第２　個別事項

①　特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法（重要な会計方針に係る事項）

特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、評価基準及び評価方法を記載すること。

②　特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、その特性に応じたリスク（固有の滅失若しくは毀損のリスク）、運用を予定している場合にはその運用方針及び管理体制等について記載することとし、運用を予定していない場合にはその旨脚注すること。なお、「特性に応じたリスク（固有の滅失若しくは毀損のリスク）」とは、例えば、特定商品が貴金属等の場合には盗難等、生物資産の場合には死亡、枯死又は腐敗等、施設利用権の場合には発行会社の経営状況の悪化等が考えられる。また、「管理体制等」には、特定商品及び施設利用権の特性に応じたリスクの減殺方法並びに保管体制等が含まれるものとする。

③　特定商品及び施設利用権の時価等

⑴　特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、「様式第２　貸借対照表」において表示している「特定商品及び施設利用権」（流動）と「長期特定商品及び施設利用権」（固定）とを区別し、貸借対照表計上額、時価及びその差額を記載すること。

⑵　「流動・固定の別」とは、流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」及び固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」の別を意味している。

⑶　「貸借対照表計上額」及び「時価」の欄は、「様式第２　貸借対照表」の貸借対照表日と同一時点で記載すること。なお、時価とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

④　時価の算定方法

⑴　特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、③に記載した「時価」の算定方法を記載すること。

⑵　市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及びその取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を記載すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を記載すること）。

様式第６（第３条関係）

預託等取引業者名
所在地
電話番号
代表者の役職名・氏名　　印

事業年度（平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日）

附　属　明　細　書

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律第３条の規定により顧客に交付する書面）

１　特定商品及び施設利用権の明細
２　投資の明細
３　有形固定資産及び無形固定資産の明細
４　預かり特定商品及び預かり施設利用権の明細
５　借入金等の明細
６　関係会社等との取引の明細
７　引当金の明細
８　当事業年度に係る役員の報酬等の総額の明細

（記載上の注意）

１　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

２　事業年度経過後３月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度を当事業年度として記載することができる（この様式において、以下同じ。）。

３　各事業年度の株式会社の計算書類（「様式第２　貸借対照表」、「様式第３　損益計算書」、「様式第４　株主資本等変動計算書」及び「様式第５　個別注記表」をいう。この様式において、以下同じ。）に係る附属明細書には、上記に掲げる事項のほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項の記載を省略できる。その場合には、「該当なし」と記載すること。

４　「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「０」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

５　比率に係る事項については、小数点第２位以下を切り捨て、小数点第１位までを表示すること。

１　特定商品及び施設利用権の明細

⑴　預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の明細

【表１】預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の総括表

（単位：円）

流動・固定の別	種　　類	細　目	期　首残　高	当　期増加額	当　期減少額	期　末残　高
流動資産	（令第１条第　項第　号）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）